

## 弁護士費用について

当事務所は、この基準に従って見積額をご提示し、依頼者のご要望やご意見をお伺いしたうえで、金額や支払方法を決めさせていただいております。弁護士費用についてもお気軽にご相談ください。

主な費用については以下のとおりです（金額はすべて税込）。記載のない事案も各種取り扱っておりますので、個別にお問い合わせください。

### 相談料

30分 5,500円

1時間 11,000円

面談、電話、Web面談のいずれの相談方式でも上記となります。

### 手数料

：調査をしたり書類を作成したりする場合

契約書	通常事案	110,000円～
	複雑な事案	330,000円～
内容証明郵便	1通につき	55,000円
遺言書作成	通常事案	110,000円～
	複雑な事案	330,000円～

交渉を要する場合は、**事件報酬**でのお取り扱いになります。

### 事件報酬

：弁護士が代理人となり相手との交渉、調停、裁判などを行う場合

#### ●着手金

受任したときにお支払いいただく報酬です。【速算表】に従って、争いの対象となる経済的利益の額に応じて定めています。

#### ●成功報酬

事件が終了したときにお支払いいただく報酬です。【速算表】に従って、得られた経済的利益の額に応じて定めています。

経済的利益の額が算定できない場合は800万円を基準とします。



## 【速算表】

(税抜き)

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円を超え3000万円以下	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円をこえる場合	2%+369万円	4%+738万円

着手金の最低額は22万円となります。

## 離婚事件

## ●離婚交渉・調停事件

着手金 220,000円～550,000円

報酬金 220,000円～550,000円

## ●離婚訴訟事件

着手金 330,000円～660,000円

但し、調停から受任した場合は、ご事情を考慮して減額いたします。

報酬金 330,000円～660,000円

但し、財産分与や慰謝料等の経済的利益がある場合は、**事件報酬**でのお取り扱いになります。

## 刑事事件

## ●捜査弁護：裁判になる前の弁護活動

着手金 330,000円～

報酬金 330,000円～

## ●公判弁護：裁判になってから弁護活動

着手金 330,000円～

報酬金 330,000円～

但し、否認事件、裁判員裁判事件については上記より増額となります。

## 破産・免責事件

事業者の場合 550,000円～

非事業者の場合 220,000円～

**特別清算**の場合も同額です。

管財事件の場合330,000～



### 任意整理事件（個人）

着手金 110,000円+債権者2社目から1社につき33,000円

報酬金 110,000円～220,000円

但し、過払い金が回収出来た場合は、回収金額の15～20%が報酬金となります。

### 民事再生・個人再生事件

事業者の場合 1,100,000円～ 民事再生の申立を行います。

非事業者の場合 330,000円～ 個人再生申立を行います。

### 特定調停申立事件

：経営者保証ガイドラインに基づく債務整理として特定調停スキームを活用し、代理人として債権者との交渉や申立てを行う場合

主債務者の場合 330,000円～

保証人の場合 220,000円～

### 顧問料

事業規模やご利用頻度に応じお見積もりいたします。

顧問契約を結ぶと、役員や従業員の皆様の法律相談は無料となります。事件報酬なども通常より割安となります。

### 実費

：着手金や報酬以外に、裁判所その他官公庁等へ納めた費用、謄写代、交通費などの諸費用を負担いただきます。

### 出張・出廷日当

：遠距離の場合などに日当が発生することがあります。

半日(往復2時間を超え4時間まで) 33,000円～55,000円

1日(往復4時間を超える場合) 55,000円～110,000円

